

平成23年第3回常陸太田市議会定例会会議録

目 次

招集告示.....	5
平成23年第3回常陸太田市議会定例会会期日程.....	6
第1号 6月10日(金)	
○議事日程(第1号).....	7
○本日の会議に付した事件.....	8
○出席議員.....	9
○欠席議員.....	9
○説明のため出席した者.....	9
○事務局職員出席者.....	9
開 会.....	9
開 議.....	9
○会議録署名議員の指名.....	10
○諸般の報告.....	10
○日程第 1 会期の決定.....	13
○日程第 2 報告第1号ないし報告第24号(一括上程).....	13
○日程第 3 議案第39号ないし議案第45号(一括上程).....	28
提案理由説明.....	28
散 会.....	33
第2号 6月14日(火)	
○議事日程(第2号).....	35
○本日の会議に付した事件.....	35
○出席議員.....	35
○説明のため出席した者.....	35
○事務局職員出席者.....	35
開 議.....	36
○日程第 1 一般質問 22番 宇野 隆子君.....	36
7番 益子 慎哉君.....	56
2番 赤堀 平二郎君.....	65
1番 藤田 謙二君.....	70
6番 平山 晶邦君.....	79

散 会..... 9 1

第3号 6月15日(水)

○議事日程(第3号)..... 9 3

○本日の会議に付した事件..... 9 3

○出席議員..... 9 3

○説明のため出席した者..... 9 3

○事務局職員出席者..... 9 3

開 議..... 9 4

○日程第 1 一般質問 5番 鈴木 二郎君..... 9 4

9番 深谷 秀峰君..... 1 0 2

4番 深谷 渉君..... 1 0 9

散 会..... 1 2 1

第4号 6月16日(木)

○議事日程(第4号)..... 1 2 3

○本日の会議に付した事件..... 1 2 3

○出席議員..... 1 2 3

○説明のため出席した者..... 1 2 3

○事務局職員出席者..... 1 2 4

開 議..... 1 2 4

○日程第 1 議案質疑 報告第1号ないし議案第45号(一括上程)..... 1 2 4

質 疑 2 2番 宇野 隆子君..... 1 2 4

討 論 2 2番 宇野 隆子君..... 1 2 9

採 決..... 1 3 0

○日程第 2 議員提案第1号..... 1 3 1

提案理由説明..... 1 3 1

採 決..... 1 3 2

散 会..... 1 3 2

第5号 6月22日(水)

○議事日程(第5号)..... 1 3 3

○本日の会議に付した事件..... 1 3 3

○出席議員..... 1 3 3

○説明のため出席した者..... 1 3 3

○事務局職員出席者.....	1 3 4
開 議.....	1 3 4
○日程第 1 委員長報告 議案第39号ないし議案第45号	
総務委員長 益子 慎哉君.....	1 3 4
産業建設委員長 高星 勝幸君.....	1 3 4
採 決.....	1 3 5
○日程第 2 議案第46号.....	1 3 6
提案理由説明.....	1 3 6
採 決.....	1 3 6
○日程第 3 議案第47号.....	1 3 6
提案理由説明.....	1 3 7
採 決.....	1 3 7
閉 会.....	1 3 8

資 料

議案等委員会付託表.....	1 3 9
一般質問発言通告者及び発言要旨.....	1 4 0
総務委員会審査報告書.....	1 4 4
産業建設委員会審査報告書.....	1 4 5

常陸太田市告示第 8 6 号

平成 2 3 年第 3 回常陸太田市議会定例会を次のとおり招集する。

平成 2 3 年 6 月 3 日

常陸太田市長 大 久 保 太 一

1. 期 日 平成 2 3 年 6 月 1 0 日

2. 場 所 常陸太田市議会議場

平成23年第3回常陸太田市議会定例会会期日程

平成23年6月10日

月 日	曜	会 議 別	主 な 内 容
6月10日	金	本 会 議	1.開 会 2.会期の決定 3.議案説明
6月11日	土	休 会	
6月12日	日	休 会	
6月13日	月	休 会	
6月14日	火	本 会 議	1.一般質問
6月15日	水	本 会 議	1.一般質問
6月16日	木	本 会 議	1.議案質疑 2.委員会付託
		委 員 会	1.議会活性化特別委員会
6月17日	金	委 員 会	1.総務委員会 2.文教民生委員会
6月18日	土	休 会	
6月19日	日	休 会	
6月20日	月	委 員 会	1.産業建設委員会
6月21日	火	休 会	
6月22日	水	本 会 議	1.委員長報告(質疑・討論・採決) 2.閉 会

平成23年第3回常陸太田市議会定例会会議録

平成23年6月10日(火)

議事日程(第1号)

平成23年6月10日午前10時開議

日程第 1 会期の決定

日程第 2 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて(常陸太田市国民健康保険条例の一部を改正する条例)

報告第 2 号 専決処分の承認を求めることについて(常陸太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

報告第 3 号 専決処分の承認を求めることについて(常陸太田市東日本大震災被害対策支援金等支給条例)

報告第 4 号 専決処分の承認を求めることについて(平成23年東日本大震災に係る災害被害者に対する市税の減免等の特例に関する条例)

報告第 5 号 専決処分の承認を求めることについて(常陸太田市市税条例の一部を改正する条例)

報告第 6 号 専決処分の承認を求めることについて(常陸太田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例)

報告第 7 号 専決処分の承認を求めることについて(平成22年度常陸太田市一般会計補正予算(第5号))

報告第 8 号 専決処分の承認を求めることについて(平成22年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算(第4号))

報告第 9 号 専決処分の承認を求めることについて(平成22年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号))

報告第 10号 専決処分の承認を求めることについて(平成22年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算(第4号))

報告第 11号 専決処分の承認を求めることについて(平成22年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号))

報告第 12号 専決処分の承認を求めることについて(平成22年度常陸太田市水道事業会計補正予算(第4号))

報告第 13号 専決処分の承認を求めることについて(平成23年度常陸太田市一般会計補正予算(第1号))

報告第 14号 専決処分の承認を求めることについて(平成23年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算(第1号))

報告第 15号 専決処分の承認を求めることについて(平成23年度常陸太田市農

業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

- 報告第16号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第1号））
- 報告第17号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度常陸太田市一般会計補正予算（第2号））
- 報告第18号 平成22年度常陸太田市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 報告第19号 平成22年度常陸太田市下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 報告第20号 平成22年度常陸太田市簡易水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 報告第21号 平成22年度常陸太田市一般会計予算事故繰越し繰越計算書について
- 報告第22号 平成22年度常陸太田市下水道事業特別会計予算事故繰越し繰越計算書について
- 報告第23号 平成22年度常陸太田市簡易水道事業特別会計予算事故繰越し繰越計算書について
- 報告第24号 平成22年度常陸太田市水道事業会計予算繰越しについて
- 日程第 3 議案第39号 常陸太田市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第40号 平成23年度常陸太田市一般会計補正予算（第3号）について
- 議案第41号 平成23年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第42号 平成23年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第43号 平成23年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第44号 平成23年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第45号 平成23年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 報告第1号ないし報告第24号（一括上程・提案理由説明）
- 日程第 3 議案第39号ないし議案第45号（一括上程・提案理由説明）

出席議員

議長	茅根 猛 君	副議長	山口 恒男 君
1番	藤田 謙二 君	2番	赤堀 平二郎 君
3番	木村 郁郎 君	4番	深谷 涉 君
5番	鈴木 二郎 君	6番	平山 晶邦 君
7番	益子 慎哉 君	8番	菊池 伸也 君
9番	深谷 秀峰 君	10番	高星 勝幸 君
11番	荒井 康夫 君	12番	成井 小太郎 君
14番	片野 宗隆 君	15番	福地 正文 君
18番	後藤 守 君	19番	黒沢 義久 君
20番	沢 畠 亮 君	21番	高木 将 君
22番	宇野 隆子 君		

欠席議員

17番 川又 照雄 君

説明のため出席した者

市長	大久保 太一 君	副市長	梅原 勤 君
教育長	中原 一博 君	総務部長	江幡 治 君
市民生活部長	川上 明文 君	保健福祉部長	安田 隆 君
産業部長	井坂 孝行 君	建設部長	菊池 拓夫 君
会計管理者	岡部 芳雄 君	上下水道部長	鈴木 則文 君
消防長	福地 壽之 君	教育次長	山崎 修一 君
秘書課長	宇野 智明 君	総務課長	荻津 一成 君
監査委員	中村 弘 君		

事務局職員出席者

事務局長	吉成 賢一	主査兼議事係長	関 勝則
総務係長	榊 一行		

午前10時開会

議長（茅根猛君） ご報告いたします。

ただいま出席議員は21名であります。

便宜、欠席議員の氏名を申し上げますから、ご了承願います。17番川又照雄君、以上1名であります。

よって、定足数に達しております。

これより平成23年第3回常陸太田市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（茅根猛君） 会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員には、会議規則第81条の規定により

7番 益子慎哉君 20番 沢畠亮君

の両名を指名いたします。

諸般の報告

議長（茅根猛君） 諸般の報告を行います。

初めに、議長会の経過についてご報告いたします。

去る5月25日、常陸大宮市において県北市議会議長会が、同じく27日、水戸市において茨城県市議会議長会が、さらに6月6日、八王子市において関東市議会議長会が開催されました。会議内容については、お手元に配付いたしました印刷物によりご承知願います。

次に、監査委員から、平成22年度定期監査報告書、平成22年度行政監査報告書及び平成23年3月、4月、5月の例月現金出納検査の結果について、報告書が別紙写しのとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、財団法人里美ふるさと振興公社、株式会社水府振興公社、有限会社バイオマスリサイクルセンターのそれぞれの経営状況を説明する書類がお手元に配付いたしてありますとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件説明のため、次の者を議場に出席するよう要求いたしておりますので、ご報告いたします。

市長	大久保 太一君	副市長	梅原 勤君
教育長	中原 一博君	総務部長	江幡 治君
市民生活部長	川上 明文君	保健福祉部長	安田 隆君
産業部長	井坂 孝行君	建設部長	菊池 拓夫君
会計管理者	岡部 芳雄君	上下水道部長	鈴木 則文君
消防長	福地 利壽君	教育次長	山崎 修一君
秘書課長	宇野 智明君	総務課長	荻津 一成君
監査委員	中村 弘君		

以上、15名でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

市長あいさつ

議長（茅根猛君） この際、市長より招集のごあいさつを願います。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 平成23年第3回市議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。本日第3回の定例会を招集しましたところ、議員の皆様におかれましてはご多用の中ご出席をいただき、まことにありがとうございます。あわせまして日ごろから市政の進展とその円滑な運営のために格別なるご高配を賜りまして、心から厚く御礼を申し上げます。

ただいまは、茨城県市議会議長会から永年勤続による表彰の伝達が行われましたが、福地正文議員、茅根猛議員、高星勝幸議員、そして深谷秀峰議員におかれましては、永年の議員活動のご功績に対しまして心から敬意を表するとともにお祝いを申し上げる次第でございます。引き続き、当市の自治発展のためにご活躍をご祈念申し上げます。

さて、未曾有の被害をもたらしました東日本大震災の発生からはや3カ月が経過いたしました。が、これまでに1万5,000人を超える尊い命が失われ、8,000人を超える方が依然として行方不明となっております。また、今なお多くの皆様が避難所での不自由な生活を余儀なくされております。改めましてお亡くなりになられました方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げる次第でございます。

今回の大震災は、北海道から関東の太平洋側を広範に襲い、地震と津波の被害だけでなく、東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射線被害と、それに基づく風評被害が発生しているところでございます。本市におきましても一人の方がお亡くなりになっておられますし、また、多くの建物が倒壊や損壊の被害を受け、これまでに4,660件の被災状況の確認申請がございまして、そのうち4,174件の調査をいたしました。調査の結果は、全壊が100件、大規模半壊が282件、半壊729件、一部損壊が3,063件でございます。また、上下水道や道路、学校施設などにも大きな被害がございましたが、市民の皆様が一日も早く安全で安心な生活が送れますように、災害の復旧・復興を最優先に全力を挙げて取り組みを進めているところでございます。

市民の住宅等の復旧に関しましては、国の被災者生活再建支援金の対象とならない方の住宅や物置の修繕に対しまして、市独自に支援金を交付する被害対策支援制度、そしてまた、地域材を用いて新築、増築された場合の木造住宅等建築助成、耐震改修を行う場合の木造住宅耐震改修助成、そしてまた、民間賃貸住宅入居者への家賃等助成など、住宅に関する支援を行っているところでございます。

日本赤十字社等からの義援金の交付につきましても、今その支給が遅れている等々話題となっておりますが、本市におきましては急ぎ手続を進めておりますけれども、現在53.8%の交付状況となっているところでございます。

また、固定資産税や個人住民税、国民健康保険税、介護保険料、幼稚園・保育園の保育料、放課後児童クラブの利用料金などの減免も行っていました。

震災で壊れたコンクリートブロックや瓦、大谷石、木くずなどにつきましては、これらを搬出できる臨時のごみステーションを設置いたしまして、災害ごみの適切な収集に努めているところでございます。

引き続き、被災住宅の再建支援や道路、上下水道、教育施設、公共施設等の復旧に迅速に取り組むとともに、市民の皆様の尊い生命、財産を守り抜くために、今回の震災を踏まえた防災計画

全般を見直しいたします。また、自主防災会と市の連携、役割がより有効に機能いたしますように、あわせて見直しを行ってまいります。

原子力発電所の放射能問題につきましては、小中学校、幼稚園、保育園の放射線量測定並びに土壌中の放射性物質濃度測定を実施いたしまして、迅速かつ的確な情報収集に努めるとともに、その結果をホームページ、あるいは市役所ロビーに掲示をしているところでございます。

今後は国の補助による放射性濃度測定機器の導入などにより、市民の皆様の安全、安心の確保並びに農業生産者等の支援により一層努めてまいります。

風評被害への対応としましては、損害を受けた出荷、販売農家を対象とする説明会を実施し、あわせて相談窓口を開設いたしまして損害賠償請求等の取りまとめを行うとともに、町の元気を取り戻すため、市民の皆様と一緒に「がんばっぺ！茨城」「がんばっぺ！常陸太田」プロジェクトを展開しているところでございます。

東京都中野区のアンテナショップや中央区築地では、詰めかけた大勢の来場者に本市の安全、安心な農産物を大いにPRをしてきたところでございます。引き続きさまざまな手段により、風評被害拡大防止に取り組んでまいります。

また、夏の電力の大幅な供給不足が想定されますことから、市では冷房の調整やクールビズの強化、照明の消灯などにより、公共施設の最大電力使用量を20%削減するための全庁的な取り組みを進めているところでございます。市民の皆様にも国の節電目標であります15%の削減を目指し、ご家庭や職場での節電方法等の周知を図りながら市民全員に協力を呼びかけてまいりたいと考えております。

次に、被災者への迅速な経済的支援等を図るために、3月市議会定例会と4月14日の全員協議会におきまして、あらかじめご了承をいただいております専決処分についてご報告させていただきます。

条例の制定につきましては、東日本大震災被害対策支援金等支給条例、東日本大震災にかかわる災害被害者に対する市税の減免等の特例に関する条例、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を専決処分させていただきました。

補正予算につきましては、平成22年度一般会計・特別会計・公営企業会計に、3月28日に専決により合計3億7,526万2,000円を追加し、平成23年度一般会計、特別会計につきましては、4月1日と4月15日、専決により合計28億3,542万3,000円を追加いたしました。また、本定例会には平成23年度一般会計、特別会計、公営企業会計に総額22億5,342万7,000円を追加する補正予算を提案させていただきます。今回の平成22年度並びに23年度の専決処分を含めると、合計で54億6,411万2,000円の追加となります。

今定例会に提案させていただきます案件でございますが、専決処分の承認を求めることについて17件、予算の繰越明許費に関する報告4件、予算の事故繰り越しに関する報告3件、条例の一部改正1件、平成23年度の各会計補正予算6件、合わせまして31件でございます。

なお、今会期中に人事案件2件を追加提案する予定でございます。ご了承をいただきたいと思います。

各議案の提案理由につきましては、議題となりましたときに、副市長及び担当部長よりそれぞれご説明申し上げます。各議案とも慎重にご審議をいただきまして、原案のとおり承認、可決、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。招集のあいさつといたします。よろしくお願いいたします。

議長（茅根猛君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第1 会期の決定

議長（茅根猛君） 日程第1，会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元に配付いたしました会期予定表のとおり、本日から6月22日まで13日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月22日まで、13日間と決定いたしました。

日程第2 報告第1号ないし報告第24号

議長（茅根猛君） 次、日程第2，報告第1号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市国民健康保険条例の一部を改正する条例）報告第2号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）報告第3号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市東日本大震災被害対策支援金等支給条例），報告第4号専決処分の承認を求めることについて（平成23年東日本大震災に係る災害被害者に対する市税の減免等の特例に関する条例），報告第5号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市市税条例の一部を改正する条例），報告第6号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例），報告第7号専決処分の承認を求めることについて（平成22年度常陸太田市一般会計補正予算（第5号）），報告第8号専決処分の承認を求めることについて（平成22年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第4号）），報告第9号専決処分の承認を求めることについて（平成22年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）），報告第10号専決処分の承認を求めることについて（平成22年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第4号）），報告第11号専決処分の承認を求めることについて（平成22年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）），報告第12号専決処分の承認を求めることについて（平成22年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第4号）），報告第13号専決処分の承認を求めることについて（平成23年度常陸太田市一般会計補正予算（第1号）），報告第14号専決処分の承認を求めることについて（平成23年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）），報告第15号専決処分の承認を求めることについて（平成23年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）），報告第16号専決処分の承認を

求めることについて（平成23年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第1号））、報告第17号専決処分の承認を求めることについて（平成23年度常陸太田市一般会計補正予算（第2号））、報告第18号平成22年度常陸太田市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について、報告19号平成22年度常陸太田市下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について、報告第20号平成22年度常陸太田市簡易水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について、報告第21号平成22年度常陸太田市一般会計予算事故繰越し繰越計算書について、報告第22号平成22年度常陸太田市下水道事業特別会計予算事故繰越し繰越計算書について、報告第23号平成22年度常陸太田市簡易水道事業特別会計予算事故繰越し繰越計算書について、報告第24号平成22年度常陸太田市水道事業会計予算繰越しについて、以上24件を一括議題といたします。

報告案件の説明を求めます。副市長。

〔副市長 梅原勤君登壇〕

副市長（梅原勤君） それでは説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお開きいただきます。報告第1号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成23年6月10日報告，市長名。

次のページに写しがございます。健康保険法施行令等の一部を改正する政令が平成23年3月30日に公布され、同日から施行されたことに伴い、平成23年4月1日から下記の条例を施行する必要があるため、議会を招集する時間的余裕がないと認めるので、地方自治法第179条第1項の規定により、下記の条例を次のとおり専決処分する。記、常陸太田市国民健康保険条例の一部を改正する条例。平成23年3月31日，市長名。

今回の改正内容につきましては、現在、平成23年3月31日までの特例措置といたしまして、4万円引き上げの39万円としている出産育児一時金につきまして、経過措置終了後の平成23年4月1日以降においてもこれを恒久化して39万円とするものでございます。なお、産科医療補償制度に加入する医療機関で分娩した場合の3万円を上限にした加算につきましては、現行どおりとするものでございます。

4ページに新旧対照表がございます。第7条の1項が出産育児一時金の額35万円を39万円に改めるものでございます。この改正が行われたことにより、下段の附則の第4項にありましたこれまでの経過措置を削るものでございます。

戻りまして3ページ、もう一度見ていただきたいと思います。附則でございますけれども、第1条でこの条例の施行日を平成23年4月1日からとし、附則第2条では経過措置に関する規定をしているところでございます。

続きまして、5ページをお開きいただきます。報告第2号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成23年6月10日報告，市長名。

次のページに写しがございます。地方税法施行令の一部を改正する政令が平成23年3月30

日に公布されたことに伴い、平成23年4月1日から下記の条例を施行する必要があるため、議会を招集する時間的余裕がないと認めるので、地方自治法第179条第1項の規定により、下記の条例を次のとおり専決処分する。記、常陸太田市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例。平成23年3月31日、市長名。

今回の改正内容ですが、国民健康保険税の課税限度額の引き上げの改定でございます。具体的な内容につきましては、新旧対照表でご説明をさせていただきます。

8ページでございます。第2条、課税額でございますが、第2項におきまして、基礎課税分の課税限度額を50万円から51万円に引き上げ、3項におきまして後期高齢者支援金等課税分の課税限度額を13万円から14万円に引き上げ、さらに第4項におきまして、介護納付金課税分の課税限度額を10万円から12万円に引き上げるというものでございます。

戻りまして7ページの附則でございますが、この条例は平成23年4月1日から施行する。附則の第2条では、改正後の常陸太田市国民健康保険条例の規定は、平成23年度以降の年度分の国民健康保険税につきまして適用することを規定してございます。

9ページをお開きいただきます。報告第3号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成23年6月10日報告、市長名。

10ページが専決処分書の写しでございます。平成23年3月11日に発生した東日本大震災における被災者への迅速な支援を図る必要があるため、議会を招集する時間的余裕がないと認めるので、地方自治法第179条第1項の規定により、常陸太田市東日本大震災被害対策支援金等支給条例を専決処分する。平成23年4月15日、市長名。

11ページをお開きいただきたいと思っております。この条例につきましては、第1条で規定しました東日本大震災において被害を受けた住家等の修繕に係る費用に対しまして支援金及び見舞金を支給することにより、災害復旧のための市民生活を支援することを目的として、期限を設けて制定する特例条例でございます。

第2条につきましては、支給対象者でございますが、震災時において本市に住所を有し、その方が所有し居住する住家、または同一敷地内の物置等に被害があり、その修繕などを行った方が対象となるものでございます。

第3条第1項につきましては、修繕費用が20万円以上を対象とする支援金の額を規定するものでございます。住家につきましては、修繕に要した費用の3分の1、上限20万円でございます。物置など住家以外の建物につきましては、費用額の3分の1、上限10万円でございます。第2項におきましては、修繕費用が20万円未満の場合の見舞金について規定をするものでございます。住家につきましては3万円。次ページをお開きいただきます。住家以外の建物につきましては2万円とするものでございます。第3項におきましては、一世帯につき住家、それから住家以外、それぞれ1棟を限度とするものでございます。

第4条、支給の制限でございますが、としまして、損壊が故意によるときとしまして、国の支援制度である被災者生活再建支援金の支給該当となるとき。といたしまして、専門業者の施

工によらず自分で修繕したときなどが支給の対象外となるものでございます。

第5条は、支援金等の返還に関する規定でございます。

第6条は、適用除外でございますが、従来から制定しております常陸太田市災害見舞金等支給条例につきましては、今回の特例条例の対象となった場合には適用しないこととするものでございます。

第7条は委任に関する規定でございます。

附則でございますが、施行日は公布の日、平成23年4月15日でございます。この条例の期限につきましては、平成25年3月31日。なお、支援金等の申請期限につきましては、平成24年3月31日としております。

参考といたしまして、13ページから19ページまでは施行規則を付してございます。

続きまして、議案書20ページをお開きいただきます。報告第4号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるとでございます。平成23年6月10日報告、市長名。

21ページに専決処分書の写しでございます。災害被害者に対し市税の減免措置を講ずるに当たり、平成23年4月18日から下記の条例を施行する必要があるため、議会を招集する時間的余裕がないと認めるので、地方自治法第179条第1項の規定により、下記の条例を次のとおり専決処分する。記、平成23年東日本大震災に係る災害被害者に対する市税の減免等の特例に関する条例。平成23年4月18日、市長名でございます。

22ページをお開きいただきます。初めに第1条、平成23年3月1日に発生した東日本大震災による被害者に対しまして、平成23年度に課する当該年度分の市税等につきまして減免の特例を規定するものでございます。

第2条、個人市民税の減免につきましては、第1項で震災により個人市民税の納税義務者が死亡した場合全額、それから生活保護法の規定による生活扶助を受けることとなった場合10分の10、障害者となった場合10分の9を減免する規定でございます。第2項は個人市民税の納税義務者のうち、震災の被災者または生計を一にする配偶者、または扶養親族が所有し、かつ居住する住宅が震災で半壊以上の損害を受け、前年中の合計所得金額が1,000万円以下である者に対する減免規定でございます。減免の割合は、合計所得金額及び損害の程度により10分の10から8分の1を減免するものでございます。

23ページをお開きいただきます。第3条、固定資産税の減免につきましては、第1項で震災により損害を受けた土地に対しまして、平成23年度に課す固定資産税を減免するものでございます。減免の割合につきましては、損害の程度により10分の10から10分の4を減免するものでございます。第2項につきましては、震災により損害を受けた家屋に対しまして、平成23年度に課す固定資産税を減免するものでございます。減免割合でございますが、損害の程度により10分の10から10分の4を減免するものでございます。

24ページをお開きいただきます。第3項でございますが、固定資産税の納税義務者で震災に

より損害を受けた償却資産に対しまして、平成23年度に課す固定資産税の減免規定でございます。減免の割合は損害の程度により10分の10から10分の4を減免するものでございます。

第4条は、都市計画税でございますが、この減免につきましては、固定資産税の減免の規定の例により減免するものであります。

第5条、減免の申請につきましては、第1項で減免を受けようとするものは申請書を提出することとなっております。第2項では、申請を待たないで職権により減免をすることができることを規定してございます。これにより、罹災証明を発行している家屋につきましては、申請を待たずして減免をいたします。

25ページをお開きいただきます。第6条は、減免の決定に関する規定、第7条は、減免の取り消しに関する規定でございます。第8条は、納期の変更につきまして、固定資産税の納期について平成23年度に限り、市税条例第46条第1項中の「4月21日から同月30日限り」とあるものを「5月21日から同月31日限り」と読みかえをする規定でございます。第9条は委任規定でございます。

附則でございますが、この条例は、公布の日から施行し、平成23年度分の個人市民税、固定資産税及び都市計画税に適用するものでございます。

26ページから32ページにかけて、参考として条例の施行規則を掲載してございます。

続きまして、33ページをお開きいただきます。報告第5号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。平成23年6月10日報告、市長名。

34ページ、専決処分書でございますが、地方税法等の改正に伴い、平成23年4月27日から下記の条例を施行する必要があるため、議会を招集する時間的余裕がないと認めるので、地方自治法第179条第1項の規定により、下記の条例を次のとおり専決処分する。記、常陸太田市市税条例の一部を改正する条例。平成23年4月27日、市長名でございます。

今回の改正は、地方税法の一部改正により、附則に3条を加えるものでございまして、内容につきましては、35ページをお開きいただきまして、これで説明をさせていただきます。

附則の第19条、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例につきましては、東日本大震災により住宅や家財等について生じた損失につきまして、平成22年度分の総所得金額等から雑損控除として納税義務者の選択により、控除できる特例が創設されたことに伴う条文の追加でございます。施行期日は平成23年4月27日でございます。

36ページをお開きいただきます。附則の第20条、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例につきましては、いわゆる住宅ローン控除の適用を受けていた住宅が、東日本大震災により住居の用に供することができなくなった場合においても控除対象機関の残りの期間につきまして、引き続き住宅借入金等特別税額控除を適用することができる特例が創設されたことに伴う条文を追加するものでございます。施行期日は平成24年1月1日でございます。

附則の第21条につきましては、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けるものが、

すべき申告等につきまして、東日本大震災により滅失または損失した家屋の敷地の用に供されていた土地で、平成23年度分の固定資産税につきまして、住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受けた者のうち、家屋または構築物の敷地の用に供されなくなった土地につきまして、平成24年度から平成33年度までの各年度に係る賦課期日におきまして、住宅用地として使用することができないと市長が認める場合に限り、当該土地を住宅用地とみなして課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用することとしたことに伴うものでございます。その適用を受けるために申告すべき内容を規定する条文の追加でございまして、施行期日は平成23年4月27日でございます。

続きまして、44ページをお開きいただきます。報告第6号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求め。平成23年6月10日報告、市長名。

次のページ、45ページが専決処分書の写しでございます。東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等の施行により、災害援助資金貸し付けの特例措置が講じられたことに伴い、被災者への迅速な支援を図る必要があるため、議会を招集する時間的余裕がないと認めるので、地方自治法第179条第1項の規定により、常陸太田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を専決処分するものでございます。平成23年5月2日、市長名。

46ページに条例がございます。条例につきましては、災害により被災された方への資金貸し付けに関しまして特例措置を講じるため、法律が制定されたことに伴う改正でございまして、附則に経過措置として2項を加えるものでございます。

主な内容につきましては、貸し付けの償還期間を10年から13年、据え置き期間を3年から6年に延長すること、利率につきましては年3%を年1.5%、さらに保証人を立てる場合は無利子とすること。また、償還免除に関する規定において、免除要件として償還能力について緩和されるものでございます。施行期日につきましては、公布の日、平成23年5月2日からとなっております。

続きまして、48ページをお開きいただきます。報告第7号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求め。平成23年6月10日報告、市長名。

49ページが専決処分書の写しでございます。東北地方太平洋沖地震による復興経費及び特別交付税の確定並びに市債の変更等に係る予算措置について、議会を招集する時間的余裕がないと認めるので、地方自治法第179条第1項の規定により、下記の予算を次のとおり専決処分する。記、平成22年度常陸太田市一般会計補正予算(第5号)。平成23年3月28日専決、市長名でございまして。

51ページをお開きいただきます。平成22年度常陸太田市一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,175万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ249億8,537万9,000円とする。

第2条，地方債の変更は，第2表地方債補正による。平成23年3月28日専決，市長名でございます。

事項別明細により説明をさせていただきます。58ページをお開きいただきます。

歳入でございます。

2款地方譲与税から59ページの11款交通安全対策特別交付金までの補正は，それぞれの3月期の交付額の確定によるものでございます。

14款の国庫支出金の補正284万8,000円につきましては，複合型交流施設の調査に係る交付額が決定したことによるものでございます。

17款寄附金の補正でございますが，ふるさと常陸太田寄附金1件，震災義援金30件，社会福祉事業等寄附金1件分を計上いたしました。

第21款市債の補正につきましては，対象事業費の確定に伴い，それぞれの市債を変更するものでございます。

60ページをお開きいただきます。

歳出でございますが，2款の総務費と3款民生費の1項1目の補正につきましては，次年度以降の財源として財政調整基金に1億6,342万2,000円を積み立てるほか，寄附金や基金の利子をそれぞれの基金に積み立てるものでございます。

3款4項1目災害救助費でございますが，消防緊急援助隊の福島派遣経費，避難所に要する経費，ボランティア活動保険料，震災ごみの処理に要する経費などを予算化いたしました。

61ページの衛生費，それから農林水産業費，土木費の補正につきましては，災害復旧事業の財源として，それぞれの特別会計に繰り出すものでございます。

8款1項5目の災害対策費でございますが，災害対策に伴う職員の人件費，消防団員費用弁償，公用車の燃料費など5,516万円を計上してございます。

62ページをお開き願います。10款は災害復旧費でございます。2項の公共土木施設災害復旧費としまして，道路橋りょう施設災害復旧費1,128万円，街路や緑地など都市計画施設の災害復旧費300万円，公営住宅の復旧費166万円を計上いたしました。3項の厚生施設災害復旧費につきましては，焼却炉の応急修繕として42万円を補正しております。4項の文教施設災害復旧費でございますが，学校施設の復旧経費としまして1,800万円，調理場の修繕費といたしまして36万8,000円を補正するものでございます。5項のその他の公共施設，公用施設災害復旧費につきましては，庁舎の応急修繕費といたしまして78万8,000円，市営駐車場の応急修繕といたしまして40万円を計上いたしました。

55ページに戻りますけれども，第2表地方債の補正でございます。先ほど申し上げましたように，対象事業費の確定に伴い市債を変更するものでございまして，限度額合計25億3,100万円を24億3,450万円とするものでございます。

続きまして，66ページに移らせていただきます。報告第8号専決処分の承認を求めることについて，地方自治法第179条第1項の規定により，別紙のとおり専決処分をしたので，同条第3項の規定によりこれを報告し，承認を求める。平成23年6月10日報告，市長名。

67ページに専決処分書の写しでございます。東北地方太平洋沖地震による災害復旧に係る予算措置について、議会を招集する時間的余裕がないと認めるので、地方自治法第179条第1項の規定により、下記の予算を次のとおり専決処分する。平成22年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算(第4号)。平成23年3月28日専決、市長名。

69ページをお開きいただきます。平成22年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,626万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,223万5,000円とする。平成23年3月28日専決、市長名。

74ページをお開きいただきたいと思います。事項別明細書の歳入でございますが、一般会計繰入金2,626万8,000円の増額は、東北地方太平洋沖地震による下水道施設災害復旧に伴うものでございます。

75ページの歳出でございますが、4款災害復旧費1項1目下水道施設災害復旧費2,626万8,000円すべて災害復旧工事に伴うものでございます。

続きまして76ページ、報告第9号でございます。専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求め。平成23年6月10日報告、市長名。

77ページに専決処分書の写しでございます。東北地方太平洋沖地震による災害復旧に係る予算措置について、議会を招集する時間的余裕がないと認めるので、地方自治法第179条第1項の規定により、下記の予算を次のとおり専決処分する。記、平成22年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)。平成23年3月28日専決、市長名。

79ページをお開きいただきます。平成22年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,764万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,341万5,000円とする。平成23年3月28日専決、市長名。

84ページをお開きいただきます。事項別明細書歳入でございます。一般会計繰入金1,764万3,000円の増額は、東北地方太平洋沖地震による農業集落排水施設災害復旧に伴うものでございます。

次の85ページ、歳出でございますが、4款1項1目の1,764万3,000円はすべて災害復旧工事に伴うものでございます。

続きまして、86ページをお開き願います。報告第10号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求め。平成23年6月10日報告、市長名。

87ページ、専決処分書の写しでございます。東北地方太平洋沖地震による災害復旧に係る予算措置について、議会を招集する時間的余裕がないと認めるので、地方自治法第179条第1項の規定により、下記の予算を次のとおり専決処分する。記、平成22年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算(第4号)。平成23年3月28日、市長名。

89ページをお開きいただきます。平成22年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ380万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億927万5,000円とする。平成23年3月28日専決、市長名。

次の94ページをお開きいただきます。事項別明細書歳入でございます。一般会計繰入金380万円の増額は、東北地方太平洋沖地震による戸別合併処理浄化槽施設の災害復旧に伴うものでございます。

次の95ページ、歳出でございますが、380万円すべて災害復旧工事に伴うものでございます。

続きまして96ページ、報告第11号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。平成23年6月10日報告、市長名。

97ページ、次のページでございます。専決処分書の写しでございます。東北地方太平洋沖地震による災害復旧に係る予算措置につきまして、議会を招集する時間的余裕がないと認めるので、地方自治法第179条第1項の規定により、下記の予算を次のとおり専決処分する。記、平成22年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)、平成23年3月28日、市長名。

99ページをお開きいただきます。平成22年度常陸太田市の簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ409万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,571万3,000円とする。平成23年3月28日提出、市長名。

104ページをお開きいただきます。事項別明細書歳入でございます。

3款一般会計繰入金409万9,000円は、東北地方太平洋沖地震による簡易水道施設災害復旧費に充当するものでございます。

105ページの歳出でございますが、すべて簡易水道施設修繕、それから修繕に係る災害復旧費でございます。

106ページをお開きいただきます。報告第12号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。平成23年6月10日報告、市長名。

次の107ページ、専決処分書の写しでございます。東北地方太平洋沖地震による災害復旧に係る予算措置について、議会を招集する時間的余裕がないと認めるので、地方自治法第179条第1項の規定により、下記の予算を次のとおり専決処分する。記、平成23年度常陸太田市水道事業会計補正予算(第4号)。平成23年3月28日、市長名。

109ページをお開きいただきます。第1条は総則でございます。第2条は予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

1款水道事業費用を1,170万円増額し、11億5,882万円とするものでございます。第3条で、予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億8,700

万3,000円を5億345万3,000円,過年度分の損益勘定留保資金4億5,279万円を4億6,924万円に改め,資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款資本的収入を1,645万円減額し,5億56万円とするものでございます。第4条は企業債の補正でございます。水源及び送配水施設建設事業2億4,385万円を2億2,740万円に改めるものでございます。

110ページに参りまして,第5条は,予算第10条で定めました棚卸資金購入限度額1,537万円を1,707万円に改めるものでございます。平成23年3月28日専決,市長名。

116ページをお開きいただきます。予算の明細書ですけれども,収益的収入及び支出で1款1項2目の19節及び24節につきましては,東北地方太平洋沖地震による給水管等の応急復旧のための修繕費と材料費でございます。

次に,資本的収入及び支出の収入でございますけれども,1款1項1目の企業債の減額は,起債対象事業費の確定によるものでございます。

続きまして,117ページをお開きいただきます。報告第13号専決処分の承認を求めることについて,地方自治法第179条第1項の規定により,別紙のとおり専決処分をしたので,同条第3項の規定によりこれを報告し,承認を求め。平成23年6月10日報告,市長名。

118ページですが,専決処分書の写しでございます。東日本大震災の復興に係る予算措置について,議会を招集する時間的余裕がないと認めるので,地方自治法第179条第1項の規定により,下記の予算を次のとおり専決処分する。記,平成23年度常陸太田市一般会計補正予算(第1号)。平成23年4月1日,市長名。

120ページをお開きいただきます。平成23年度常陸太田市一般会計補正予算(第1号)は,次に定めるところによる。第1条,歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25億2,711万4,000円を追加し,歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億3,111万4,000円とする。第2条,地方債の追加は第2表地方債補正による。平成23年4月1日専決,市長名でございます。

126ページをお開きいただきます。事項別明細でございます。

歳入,14款国庫支出金でございますが,道路橋りょう,公営住宅,廃棄物処理施設,公立学校の災害復旧費といたしまして,災害復旧費国庫補助金を6億9,086万3,000円を見込んでおります。

15款2項の県補助金につきましては,2目の民生費県補助金として災害弔慰金等補助金187万5,000円,14目の災害復旧費県補助金として農業用施設災害復旧事業費補助金2,535万円を計上しております。

18款の繰入金でございますが,財政調整基金からの繰り入れ13億8,932万6,000円を計上いたしました。

21款1項市債でございますが,6目民生債といたしまして災害援助資金貸付事業債4,700万円,7目の災害復旧事業債には,災害復旧費国庫補助事業の財源といたしまして3億7,270万円を見込んでおります。

127ページをお開きいただきます。歳出でございます。

3款4項1目災害救助費でございます。消防の緊急援助隊福島派遣経費といたしまして、手数料費132万円などを計上しております。11節の需用費393万4,000円につきましては、主に避難所に要するものでございます。震災ごみの処理経費について、12節ごみ処理手数料に3億円、13節震災ごみ受け付け業務委託料305万6,000円、運搬業務委託料1億円、14節ごみステーションに係る作業機械等借上げ料624万円、16節資材費100万円などを予算化いたしました。

13節委託料のうち、児童送迎業務委託料109万8,000円につきましては、棚谷町のがけ崩れにより通学に支障を来している山田小学校児童に対しまして、タクシーによる送迎業務を委託するものでございます。その下、通学バス運行業務委託料684万円につきましては、河内小学校に通学している佐都小学校児童に対してのバスによる送迎を委託するものでございます。

また、震災により家屋の全壊や解体を行った被災者に対しまして、14節で民間住宅借上げ料4,105万円、それから、128ページの21節でございますが、先ほどご説明いたしました報告第6号の常陸太田市災害弔慰金等の支給に関する条例の一部を改正する条例に基づきまして、災害援助資金貸付金4,700万円を計上しております。

19節にお戻りいただきまして、原発事故による風評被害に対して借り入れ等を行う農業者等に対する利子補給や農産物の安全性のPR活動を支援するための補助金124万6,000円を計上いたしております。

また、20節扶助費には、けが人に対する災害見舞金10万円、死亡者に対する災害弔慰金250万円を計上いたしました。

128ページでございますが、衛生費、農林水産業費、土木費につきましては、災害復旧事業の財源としてそれぞれの特別会計に繰り出すものでございます。

8款1項5目災害対策費でございます。災害対策や罹災証明の発行に伴う職員の人件費、公用車の燃料費、戸別受信機の修繕料や購入費などを予算化いたしました。

129ページをお開きいただきます。10款災害復旧費でございます。1項の農林水産業施設災害復旧費でございますが、ため池やポンプ機場、農林道などの復旧費といたしまして1億2,471万6,000円、2項の公共土木施設災害復旧費といたしまして、1目の道路橋りょう災害復旧費は3億8,900万円、2目の都市計画施設災害復旧費は1,050万円、3目公営住宅施設災害復旧費は2,295万円を計上してございます。

130ページでございます。3項の厚生施設災害復旧費の1目民生施設災害復旧費でございますが、保育所や総合福祉会館など、福祉施設の復旧費といたしまして1,131万4,000円を計上しております。2目の衛生施設災害復旧費1億5,541万4,000円につきましては、清掃センターやクリーンセンター、保健センター、斎場、霊園などの経費を計上してございます。4項の文教施設災害復旧費でございますが、1目の公立学校施設災害復旧費としまして9億8,285万2,000円、2目の社会教育施設災害復旧費には、図書館、公民館、市民交流センター、生涯学習センター、里美文化センターなど社会教育施設災害復旧費といたしまして3,518万6,000

0円、3目の保健体育施設災害復旧費には、山吹運動公園、それから温水プール、水府海洋センターなどの復旧費といたしまして5,317万3,000円を予算化しております。

131ページでございますが、5項その他の公共施設・公用施設災害復旧費でございますが、1目の庁舎等施設災害復旧費には、本庁舎や支所庁舎普通財産の復旧費として3,491万9,000円、2目の消防施設災害復旧費でございますが、プラトーさとみやぬく森の湯、粟原釣り場などの観光施設や市営駐車場の復旧費といたしまして8,910万7,000円を予算化しております。

123ページにお戻りいただきます。第2表の地方債の補正でございます。災害援助資金貸付事業費として4,700万円、現年発生補助災害復旧事業の財源として3億7,270万円を追加するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法等につきましてはごらんいただきたいと思います。

続きまして、134ページに移ります。報告第14号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。平成23年6月10日報告、市長名。

135ページ、次のページですが専決処分書の写しでございます。東日本大震災の復旧に係る予算措置について、議会を招集する時間的余裕がないと認めるので、地方自治法第179条第1項の規定により、下記の予算を次のとおり専決処分する。記、平成23年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）。平成23年4月1日、市長名。

137ページをお開きいただきます。平成23年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,804万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億7,098万7,000円とする。第2条、地方債の追加は、第2表地方債補正による。平成23年4月1日専決、市長名。

140ページをお開きいただきます。地方債補正でございます。現年発生補助災害復旧事業費の増により、起債の限度額1,340万円を追加するものでございます。

143ページをお開きいただきます。事項別明細歳入でございます。

3款の国庫支出金1,347万円、6款の繰入金5,117万円、9款の市債1,340万円につきましては、それぞれ災害復旧費に伴うものでございます。

次の144ページは歳出でございます。4款災害復旧費1項1目下水道施設災害復旧費7,804万円の増額は、すべて災害復旧工事に伴うものでございます。

続きまして、147ページをお開きいただきます。報告第15号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。平成23年6月10日報告、市長名。

148ページ専決処分書の写しでございます。東日本大震災の復旧に係る予算措置について、議会を招集する時間的余裕がないと認めるので、地方自治法第179条第1項の規定により、下記の予算を次のとおり専決処分する。記、平成23年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）。平成23年4月1日、市長名。

150ページをお開きいただきます。平成23年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正

予算（第1号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,898万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億559万円4,000円とする。第2条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は第2表地方債による。平成23年4月1日、市長名。

153ページをお開きいただきます。地方債でございます。現年発生補助災害復旧事業費の150万円を記載の限度額とするものでございます。記載の方法、利率及び償還の方法につきましては、表記のとおりでございます。

156ページをお開きいただきます。事項別明細歳入でございます。

3款の県支出金156万円、6款の繰入金2,592万円、9款の市債150万円につきましては、それぞれ災害復旧費に伴うものでございます。

157ページをお開きいただきます。歳出でございます。

4款災害復旧費1項1目の農業集落排水施設災害復旧費2,898万円の増額は、すべて災害復旧工事に伴うものでございます。

続きまして、160ページをお開きいただきます。報告第16号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。平成23年6月10日報告、市長名。

次の161ページ、専決処分書の写しでございます。東日本大震災の復旧に係る予算措置について、議会を招集する時間的余裕がないと認めるので、地方自治法第179条第1項の規定により、下記の予算を次のとおり専決処分する。記、平成23年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第1号）。平成23年4月1日、市長名。

163ページをお開き願います。平成23年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ118万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,141万3,000円とする。平成23年4月1日専決、市長名。

168ページをお開きいただきます。事項別明細歳入でございます。

一般会計繰入金118万7,000円の増額につきましては、東北地方太平洋沖地震による戸別合併処理浄化槽施設災害復旧に伴うものでございます。

次の169ページは、歳出でございます。

4款の災害復旧費1項1目戸別合併処理浄化槽施設災害復旧費118万7,000円、すべて災害復旧工事に伴うものでございます。

次に、170ページをお開きいただきます。報告第17号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。平成23年6月10日報告、市長名。

次の171ページは、専決処分書の写しでございます。東日本大震災の復興に係る予算措置について、議会を招集する時間的余裕がないと認めるので、地方自治法第179条第1項の規定に

より、下記の予算を次のとおり専決処分する。記、平成23年度常陸太田市一般会計補正予算(第2号)。平成23年4月15日、市長名。

173ページをお開きいただきます。平成23年度常陸太田市一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億10万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ258億3,121万6,000円とする。平成23年4月15日専決、市長名。

178ページをお開きいただきます。事項別明細歳入でございます。

今回の補正予算の財源として、18款繰入金により財政調整基金繰入金2億10万2,000円を計上いたしました。

179ページの歳出でございますが、先ほどご説明を申しました報告第3号常陸太田市東日本大震災被害対策支援金等支給条例の施行に伴い、3款4項1目災害救助費に支援金2億円を予算化したいたしました。また、8款の消防費には、広報、市の号外の新聞、チラシ折り込み手数料10万2,000円を計上してございます。

続きまして、180ページをお開きいただきます。報告第18号平成22年度常陸太田市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について、平成22年度常陸太田市一般会計予算繰越明許費に係る歳出予算を繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、次のとおり報告する。

181ページから183ページにかけて繰越計算書がございます。国の補正予算に基づく地方活性化・きめ細かな臨時交付金、それから、地方活性化・住民生活に光をそそぐ交付金に係るもの、それから県事業の繰り越しに伴うもの、河川敷内の工事協議や用地補償、電柱等の移設など不測の日数を要したのものなど、合計30事業についての繰越計算書でございます。平成23年6月10日提出、市長名。

続きまして、184ページをお開き願います。報告第19号平成22年度常陸太田市下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書についてでございます。平成22年度常陸太田市下水道事業特別会計予算繰越明許費に係る歳出予算を繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、次のとおり報告する。

185ページをお開き願います。繰越計算書でございますが、茨城県が施工する流域下水道建設事業を繰り越したことにより、当市にかかる那珂久慈流域下水道建設工事費負担金の456万7,000円を繰り越すものでございます。平成23年6月10日提出、市長名。

続きまして、186ページをお開きいただきます。報告第20号平成22年度常陸太田市簡易水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書についてでございます。平成22年度常陸太田市簡易水道事業特別会計予算繰越明許費に係る歳出予算を繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、次のとおり報告する。

187ページでございますが、繰越計算書です。

1款事業費、3款配水費、事業名が配水管布設替事業でございますが、これにつきましては、県が施工する上高倉町地内の国道461号線改良工事を繰り越したことにより、配水管布設替事

業335万8,000円を繰り越したものでございます。平成23年6月10日提出,市長名。

188ページをお開きいただきます。報告第21号平成22年度常陸太田市一般会計予算事故繰り越し繰越計算書について,平成22年度常陸太田市一般会計予算事故繰り越しに係る歳出予算を繰り越したので,地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき,次のとおり報告する。

189ページに事故繰り越し繰越計算書でございます。いずれも東日本大震災により工事を一時休止したことによるものでございます。表の中ほどの列ですが,翌年度繰越額について申し上げます。

4款1項の水道事業会計支出金4,890万円,それから,5款1項の農業基盤整備事業228万9,000円,7款2項の道路橋りょう費,岸内高性地線道路整備事業446万円,牛込橋整備事業519万7,500円,4項の都市計画費,駅周辺整備事業4億2,060万6,500円,合計4億8,145万3,000円を翌年度に繰り越すものでございます。平成23年6月10日提出,市長名。

190ページをお開きいただきます。報告第22号でございます。平成22年度常陸太田市下水道事業特別会計予算事故繰り越し繰越計算書についてでございます。平成22年度常陸太田市下水道事業特別会計予算事故繰り越しに係る歳出予算を繰り越したので,地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき,次のとおり報告する。

191ページ,繰越計算書でございますが,1款1項,事業名は公共下水道管路整備事業,公共下水道雨水幹線整備事業,特定環境保全公共下水道管路整備事業につきましては,東日本大震災により工事を一時休止したことにより,3事業を合計いたしまして工事請負費2億9,812万1,000円を繰り越すものでございます。平成23年6月10日提出,市長名。

続きまして,192ページでございます。報告第23号平成22年度常陸太田市簡易水道事業特別会計予算事故繰り越し繰越計算書についてでございます。平成22年度常陸太田市簡易水道事業特別会計予算事故繰り越しに係る歳出予算を繰り越したので,地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき,次のとおり報告する。

193ページをごらんいただきます。繰越計算書でございます。

1款3項,事業名が配水管布設替事業につきましては,里美地区里川町地内の配水管布設替事業であります。東北地方太平洋沖地震により工事を一時中止したことに伴い,事業費1,074万5,500円を繰り越したものでございます。平成23年6月10日提出,市長名。

続きまして,194ページ,報告第24号平成22年度常陸太田市水道事業会計予算繰り越しについて,平成22年度常陸太田市水道事業会計予算繰り越しについて,地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき,別紙のとおり報告するものとする。平成23年6月10日提出,市長名。

195ページをお開きいただきます。上水道統合事業につきましては,取水場の基本設計の決定及び地権者との借地協議が遅延したことにより2億8,700万円を繰り越すものでございます。

続きまして,196ページをお開きいただきます。

配水管布設替工事と上水道統合事業におきます配水管布設工事につきましては,ともに東北地方太平洋沖地震により工事を一時休止したことにより,1億2,182万円を繰り越すものでござい

ます。

議長（茅根猛君） 説明は終わりました。

日程第3 議案第39号ないし議案第45号

議長（茅根猛君） 次、日程第3、議案第39号常陸太田市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第40号平成23年度常陸太田市一般会計補正予算（第3号）について、議案第41号平成23年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第42号平成23年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第43号平成23年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第44号平成23年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第1号）について、議案第45号平成23年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について、以上7件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔副市長 梅原勤君登壇〕

副市長（梅原勤君） それでは説明をさせていただきます。

議案書197ページをごらんいただきます。議案第39号常陸太田市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、常陸太田市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成23年6月10日提出、市長名。

提案理由でございます。佐都4地区農業集落排水処理施設が供用開始されたことに伴い、施設新規使用者負担金の額を定めるため、本条例の一部改正を行うものでございます。

199ページをお開きいただきます。新旧対照表でご説明いたします。別表第4の区分欄に佐都4地区農業集落排水処理施設の名称を加えまして、その金額欄には1戸当たりの受益者分担金額と同額の18万5,530円を追加するものでございます。

198ページに戻りまして、この条例は公布の日から施行することといたしております。

続きまして、別冊の横長のつづりをごらんいただきたいと思います。

まず、1ページをお開きいただきます。議案第40号平成23年度常陸太田市一般会計補正予算（第3号）です。平成23年度常陸太田市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10億19万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ268億3,140万6,000円とする。第2条、地方債の変更は第2表地方債補正による。平成23年6月10日提出、市長名。

8ページをお開きいただきます。事項別明細歳入でございます。

14款国庫支出金の2項8目災害復旧費国庫補助金でございますが、道路橋りょう災害復旧事業の財源として4億3,355万円を計上いたしました。

15款の県支出金につきましては、重点分野雇用創造事業費補助金1,280万6,000円と、放射線測定装置購入費の財源として消費・安全対策交付金125万円を見込んでおります。

17 款の寄附金につきましては、震災義援金1,944万5,000円を計上いたしました。

また、18 款繰入金におきまして、財政調整基金からの繰り入れ3億1,073万9,000円、20 款の諸収入4 項3 目雑入におきまして、移住・交流推進事業の財源として、ふるさと財団よりの助成金200万円、水戸ひたち観光圏連携推進事業の財源として、ふるさと財団及び県の観光物産協会よりの助成金400万円を見込んでおります。

21 款市債につきましては、道路橋りょう災害復旧費の財源として、公共土木施設災害復旧事業債2億1,640万円を計上いたしました。

次に、歳出でございます。9 ページをお開きいただきます。

1 款議会費でございます。議員報酬，期末手当，視察研修に伴う経費など，合計650万9,000円を減額いたしました。

2 款1 項1 1 目市民活動費につきましては、地域集会場修繕費用に対する助成金510万円を計上いたしました。

次に、3 款4 項1 目災害救助費でございますが、中小企業震災復興融資に係る利子補給として1,000万円を予算化いたしました。

10 ページをお開き願います。4 款衛生費におきまして、簡易水道事業特別会計に対する繰出金503万4,000円、5 款の農林水産業費において、農業集落排水事業特別会計への繰出金5,281万2,000円を計上しております。

6 款1 項4 目観光費の補正でございますが、重点分野雇用創造事業費補助金を活用して、本市PRのための資料作成を行うパートタイマー賃金などを計上しております。また、13 節委託料におきましては、地域コーディネーターの発掘，育成など，移住・交流推進事業業務として200万円、水戸ひたち観光圏連携推進事業として、モバイルスタンプラリー，パンフレット，土産品開発など450万円を予算化しております。これらにつきましては、ふるさと財団や茨城観光物産協会からの助成金を主な財源として行うものでございます。

7 款2 項1 目道路橋りょう総務費100万6,000円の増額につきましても、重点分野雇用創造事業を活用して災害復旧関係事務に当たりますパートタイマーを雇用するものでございます。

11 ページをお開き願います。7 款4 項5 目駅周辺整備事業費21万2,000円でございますが、常陸太田駅舎完成に伴う式典経費と絵画展の入賞者に対する報償費等を計上いたしました。

7 款5 項下水道費の1億1,196万9,000円につきましては、災害復旧費の財源として下水道事業特別会計へ繰り出すものでございます。

8 款1 項5 目災害対策費でございます。公共施設の放射線測定を行うため、重点分野雇用創造事業を活用してパートタイマー2名の雇用と自動車借上料を計上してございます。18 節備品購入費につきましては、農産物の放射性物質測定装置1基250万円，放射線量測定装置2基26万3,000円を購入するものでございます。

13 ページにかけての災害復旧費でございますが、一部の補正につきましても同様，道路，それから市営住宅，総合福祉会館，市民交流センター，庁舎，普通財産，それから観光施設などの災害復旧費を予算化してございます。

なお、12ページの10款2項2目都市計画施設災害復旧費510万円の減額につきましては、道路橋りょう災害復旧費に計上されたためのものがございます。

5ページにお戻りいただきたいと思えます。地方債の補正でございます。現年発生補助災害復旧事業費の限度額を5億8,910万円とすることにより、地方債の限度額合計20億6,860万円を23億8,500万円に増額するものがございます。

続きまして、議案第41号平成23年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。平成23年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億2,795万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億9,894万円とする。第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正による。平成23年6月10日提出、市長名。

4ページをお開きいただきます。地方債変更でございます。現年発生補助災害復旧事業費の限度額1,340万円を1億8,530万円に変更し、起債の限度額を4億8,770万円とするものがございます。

7ページをお開きいただきます。事項別明細歳入でございますが、3款の国庫支出金3億4,408万4,000円、6款の繰越金1億1,196万9,000円、9款の市債1億7,190万円につきましては、それぞれ災害復旧費の追加に伴うものがございます。

8ページをお開きいただきます。歳出でございます。

4款災害復旧費1項1目下水道施設災害復旧費6億2,795万3,000円の増額は、すべて災害復旧工事に伴うものがございます。

続きまして、議案第42号平成23年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）でございます。平成23年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億4,812万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億5,371万4,000円とする。第2条、地方債の変更は第2表地方債補正による。平成23年6月10日提出、市長名。

4ページをお開き願います。地方債の変更でございます。現年発生補助災害復旧事業費の限度額を8,050万円とするものがございます。

続きまして、7ページをお開きいただきます。事項別明細歳入でございます。

3款県支出金3億1,630万8,000円、5款繰入金5,281万2,000円、9款市債7,900万円につきましては、それぞれ災害復旧費の追加に伴うものがございます。

8ページに歳出でございます。4款災害復旧費1項1目の農業集落排水施設災害復旧費4億4,812万円の増額は、すべて災害復旧工事に伴うものがございます。

続きまして、議案第43号平成23年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。平成23年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ833万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,208万1,000円とする。第2条、地方債の追加は第2表地方債補正による。平成23年6月10日提出、市長名。

4 ページをお開き願います。地方債の補正でございます。現年発生単独災害復旧事業債として 2 2 0 万円を追加するものでございます。

7 ページの事項別明細ですが、歳入でございます。

3 款の一般会計繰入金につきましては、地震、落雷等の災害による設備の修繕及び建物損害保険料並びに放射性物質測定のための水質検査料でございます。

5 款の諸収入につきましては、道路災害復旧に伴う西染町地内の配水管布設替工事補償費でございます。

6 款の市債につきましては、簡易水道施設災害復旧事業債による補正でございます。

8 ページに歳出がございます。1 款 2 項 1 目維持修繕費 4 5 6 万 8, 0 0 0 円の増額は、水府南部浄水場計装設備等の修繕及び水質検査手数料の増によるものでございます。

4 款 1 項 1 目簡易水道施設災害復旧費 3 3 0 万円の増額につきましては、里美南部浄水場管理用道路の災害復旧工事及び道路災害復旧に伴う西染町地内の配水管布設替工事の増によるものでございます。

議長（茅根猛君） 上下水道部長。

〔上下水道部長 鈴木則文君登壇〕

上下水道部長（鈴木則文君） それでは、議案第 4 4 号及び議案第 4 5 号について、提案者にかわりご説明を申し上げます。

初めに、議案第 4 4 号平成 2 3 年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。1 ページをお開き願います。

第 1 条、総則でございますが、平成 2 3 年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条は、収益的収入及び支出の補正で、予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入の第 1 款水道事業収益を 7 7 2 万 6, 0 0 0 円減額し、1 2 億 9 9 0 万 3, 0 0 0 円とするものでございます。支出の第 2 款水道事業費を 1, 6 1 1 万 5, 0 0 0 円増額し、1 1 億 3, 0 1 4 万 9, 0 0 0 円とするものでございます。

第 3 条は、資本的収入及び支出の補正で、予算第 4 条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 4 億 7, 4 1 0 万 2, 0 0 0 円を 5 億 6, 9 3 0 万 2, 0 0 0 円に、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額 2, 8 2 3 万 1, 0 0 0 円を 3, 5 5 2 万 3, 0 0 0 円に、過年度分損益勘定留保資金 4 億 4, 5 8 7 万 1, 0 0 0 円を 5 億 3, 3 7 7 万 9, 0 0 0 円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入ですが、第 3 款資本的収入を 5, 7 2 0 万円増額し、4 億 7, 7 1 5 万円とするものでございます。

支出でございますが、第 4 款資本的支出を 1 億 5, 2 4 0 万円増額し、1 0 億 4, 6 4 5 万 2, 0 0 0 円とするものでございます。

続いて 2 ページに参りまして、第 4 条は、棚卸資産購入限度額の補正でございます。予算第 1

1条に定めた棚卸資産購入限度額1,595万9,000円を1,678万3,000円に改めるものでございます。平成23年6月10日提出,市長名でございます。

詳細につきましては,予算明細書にてご説明申し上げます。9ページをお開きいただきたいと思います。

初めに,収益的収入及び支出の収入でございます。1款水道事業収益1項営業収益1目1節水道料金1,642万6,000円の減額でございますが,これは震災による水道基本料金を減額したことによるものでございます。3目5節雑収益870万円の増額は,下水道関連の災害復旧に伴う給水管修繕工事負担金によるものでございます。

次に,収益的支出でございますが,2款水道事業費用1項1目15節委託料31万5,000円の増額は,放射線モニタリング水質検査費用2目18節修繕費880万円の増額については,下水道関連の災害復旧に伴う給水管修繕工事によるものでございます。20節路面復旧費700万円の増額については,漏水修理箇所の舗装復旧費でございます。

続いて10ページをお開きいただきたいと思います。資本的収入及び支出の収入でございます。3款資本的収入2項1目2節工事負担金5,720万円の増額は,下水道関連の災害復旧に伴う配水管布設替工事によるものでございます。

次に,資本的支出でございますが,4款資本的支出1項2目1節委託料1,220万円の増額については,災害による導水管及び配水管布設替,増圧ポンプ場詳細設計,下水道課等の関連する詳細設計委託料でございます。2節工事費1億4,020万円の増額については,災害復旧費に伴う導水管及び配水管,増圧ポンプ場,下水道課関連の工事によるものでございます。

続きまして,議案第45号平成23年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。1ページをお開き願います。

第1条,総則でございますが,平成23年度常陸太田市工業用水道会計補正予算(第1号)は,次に定めるところによる。

第2条は,収益的収入及び支出の補正で,平成23年度常陸太田市工業用水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出の第1款工業用水道事業費用を31万5,000円増額し7,571万1,000円とするものでございます。平成23年6月10日提出,市長名でございます。

詳細につきましては,予算明細書にてご説明申し上げます。

6ページをお開きいただきたいと思います。収益的収入及び支出でございます。2款工業用水道事業費用1項1目15節委託料31万5,000円の増額については,放射線モニタリング水質検査費用でございます。

以上で,議案第44号及び第45号の補正予算についての説明を終わります。

議長(茅根猛君) 説明は終わりました。

議長(茅根猛君) 以上で,本日の議事は議了いたしました。

次回は,6月14日,定刻より本会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

午前 11 時 54 分散会